

## 別表 -2

### 特定の居住用財産の買換え特例制度

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産である家屋の床面積要件を撤廃し、その期限を平成21年12月31日まで延期することとなりました。

但し、この基準の適用は、平成19年4月1日以降に行う居住用財産の譲渡について摘要になることに留意してください。

### 《居住用財産の譲渡に係る課税の特例》

		改正前	改正後
特定の居住用財産の買換え特例制度	適用期限	～平成18年12月31日	～平成21年12月31日まで延長
	床面積要件	50㎡以上280㎡以下	50㎡以上（上限撤廃）
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度	適用期限	～平成18年12月31日	～平成21年12月31日まで延長
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度	適用期限	～平成18年12月31日	～平成21年12月31日まで延長